氏名(本籍) 小野 由美子(神奈川県)

学位の種類 博士(社会福祉学)

学位番号 乙第25号

学位授与の日付 2022年9月15日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項の規定該当

学位論文題目「要支援消費者」概念からみた家計管理支援のあり方に関する研究

審査委員 主奮 上田 土志郎 日本福祉大学 教授

副查 平野 隆之 日本福祉大学 教授

後藤 澄江 日本福祉大学 教授

学外審查委員 岩田 正美 日本女子大学 名誉教授

論文内容の要旨

本論文は、家計問題のうち消費の面に焦点を当て、近年の社会福祉政策において重視されている家計管理支援のあり方について考察したものである。消費生活に課題を抱える「脆弱な消費者 (Vulnerable Consumer)」、消費者トラブルを抱えている「判断不十分者」の存在が問題となっている現状を踏まえつつ、本論文では、家計管理支援が必要な消費者を「要支援消費者」と捉えて検討した。特に、要支援消費者に対する家計管理支援のあり方を考察するために消費者教育の視点も組み入れた点に本論文の特色がある。

本論文の目的は、高度消費社会において生じる家計問題に着目し、①多重債務者・生活困窮者に対する生活再建のための予防的支援の課題、②脆弱な消費者の実態と支援に関する研究動向、③特別支援学校を中心とした知的障害者への消費者教育実践の 3 つの問題を要支援消費者という概念から検討することを通じて、家計管理支援のあり方を考察することである。

本論文は全6章で構成され、総頁数は199頁に及ぶ。引用・参考文献は153点である。

以下、各章の要約を示す。

第1章「研究の枠組み:家計管理支援と要支援消費者」では、社会福祉と消費生活に関わる政策の共通課題を考察するための研究枠組みを「要支援消費者」概念の整理を通して述べている。社会福祉基礎構造改革において自己決定の尊重や自らが選択して契約することが重視される中、適切な福祉サービスの利用を援助するとともに、必要に応じて日常生活上の金銭管理等の直接的なサービスを受けることを支援する成年後見制度や日常生活自立支援事業が整備された。また、生活困窮者自立支援法においても家計再建に向けたきめ細かな相談や支援、家計再建資金貸付のあっせんなどにより自立した生活の定着を目指した家計改善支援事業が法定化されている。このように、家計管理支援のあり方が社会福祉政策と消費者政策の共通課題となっている現状を踏まえ、本論文では、消費者政策で用いられている「脆弱な消費者」や「判断不十分者」といった概念を、支援の側面に焦点を当てた「要支援消費者」概念として整理した。この視点は、ポーリン・アシュレイが描いたマネープロブレムの展開過程—消費社会において「貨幣環境(money environment)」および「家計管理(money

management)」の機能不全の中で「貨幣問題(money problem)」が生じるとした理論モデルを、生じた問題の先にある支援のあり方も視野に入れる形で拡張した研究枠組みと位置付けることができる。

第2章「海外における家計管理支援の取り組み」では、国内外の消費生活に関するソーシャルワーク、低所得者などを対象にした金銭教育、クレジット・カウンセリングなどについて、金融排除や家計管理の研究動向との関係で検討した。主として、米国イリノイ州における金銭教育・資産形成プログラム FLLIP の取り組みや低所得者向け高利貸付「ペイデイローン(Payday Loans)」への対応に関するヒアリング調査、アイオワ州立大学 Tahira K. Hira 名誉教授による米国の家計管理に関する47点の研究レビューなどを行った。FLLIP においては参加者のインセンティブを高めるための工夫が行われ、民間団体と事業者が協力しつつ社会福祉研究者が取り組みの妥当性を実証するなどの連携が行われていること、ペイデイローンをめぐっては大手の金融機関が対象にしない低所得者を対象に高利貸付を行っていることに対抗して、信用組合が「ペイデイ代替ローン」を組合員に提供していること、米国改正破産法ではクレジット・カウンセリングや家計管理教育を義務づけることで家計問題の再発防止を講じていること、Hira 教授の一連の研究では金銭管理と満足感には強い関係があることなどが明らかにされていることなどを論じた。

第3章「多重債務者・生活困窮者への家計管理支援の取り組み」では、特に多重債務者問題に焦点を当て、貸金業法の改正を受けて大きな転機を迎えた2000年代の動向を踏まえ、多重債務者、生活保護受給者、生活困窮者に対する家計管理を中心とした支援について検討した。多重債務者問題について小野氏が担当した国民生活センターによる調査や、多重債務状態にあった生活保護受給者等の生活再建を、支援団体と消費生活や社会福祉関連部署が連携して行政サービスを実施している自治体へのヒアリング調査を実施した。借金問題は社会福祉との関わりが深く、別の生活問題を引き起こさないよう再発防止の観点から家計管理の支援が必要であること、生活保護受給者や生活困窮者に対しても多様な職種が連携しながら、社会保障が本来の役割を果たせるような家計管理支援が、地域において安定した生活を送るために求められていることなどを論じた。

第4章「障害のある消費者の生活問題と家計管理支援:知的障害を中心に」では、支援の必要な消費者や家族、支援者が直面する消費者トラブルの現状と課題を、全国から寄せられた消費生活相談のデータの分析を通して検討した。また、国民生活センターが集約する全国消費生活情報ネットワーク・システム (PIO-NET) に記録された相談情報を入手して独自に分析した。さらに、消費生活センターにおける障害のある消費者への対応について国民生活センターが実施した調査結果に基づいた検討を行った。要支援消費者の中でも知的障害者を中心に、当事者や家族、そして支援者が直面する生活問題と家計管理支援について検討したところ、当事者だけでなく、その子世代と親世代、そして福祉サービスの関係者との連携が重要であることがわかった。借金問題に関する相談は全体の3割、携帯電話やスマートフォン、パソコンを契機にした相談は7割ほどであったことから、若い世代の当事者を見守る担い手に向けた情報提供の必要性が明らかになった。

第5章「特別支援学校等における家計管理の教育に関する現状と課題」では、特別支援学校等における家計管理技術の向上を目的とした教育と支援のプログラムに着目し、知的障害者への消費者教

育実践を通して、要支援消費者への家計管理支援のあり方を検討した。第1に、消費者トラブルを未 然に防ぐことを目的に、特別支援学校の在校生および会社等で働く軽度の知的障害者を対象に筆者 らのグループが開発・実施した家計管理を学ぶ教育支援プログラムの実践事例を検討した。第2に、 特別支援学校における知的障害のある生徒と家計管理に関わる教育や支援の現状と課題を明らかに することを目的に、関東地方にある特別支援学校 275 校の教員を対象に筆者が実施した質問紙調査 の結果を分析した。第3に、調査対象を全国の特別支援学校1105校に拡大するとともに、お金に関 する授業や講座に加え就労支援機関や社会福祉機関、消費生活センターなど連携先の活用状況も含 めて把握した質問紙調査の結果を分析した。これらの調査結果から特別支援学校における家計管理 教育の現状と課題として、①障害の程度や特性、生活経験に配慮し、どの科目でも汎用可能で買物学 習など目的別に特化された 1 回の授業で完結できるようなユニット型の教材開発のニーズが高いこ と、②お金に関する授業は算数・数学や校外学習、進路学習で実施している学校の割合が高かったが、 授業等の実施には地域による違いがあること、③学校生活や進路に関する地域の連携先としては就 労や福祉に関連する機関が多く、弁護士会や消費生活センターの割合は低いこと、④卒業の直前や、 卒業生の集まる成人を祝う会などの機会を通じて、相談先の情報がまとめられたパンフレットの提 供や、お金に関わる話題に触れる機会を増やすことが重要であるとされていることなどを明らかに した。

第6章「要支援消費者に対する家計管理支援のあり方」では、第1章から第5章までの議論を総括し、要支援消費者に対する家計管理支援のあり方を論じた。家計問題を抱える当事者の生活課題の解決には、重層的な家計管理支援が不可欠であり、予防的支援として消費者行政や消費者教育との連携が有効であることが示唆された。当事者の生活を取り巻く複雑な関係性を考慮しながら、主体的に安定した地域生活を営むことを目指し、あわせて社会保障制度の実効性を高めるためには、社会福祉における家計管理支援の充実が求められていると結論付けている。

その上で、本研究の意義として、①消費者問題を抱える多重債務者、生活保護受給者、生活困窮者の生活再建に向けた再発防止のためには、安定した地域生活を送ることができるよう福祉的な支援が重要であることを、国内外の実践事例も踏まえて明らかにしたこと、②ポーリン・アシュレイによるマネープロブレムの展開過程を、家計管理支援の視点を組み込む形で拡張させたことで、収入に関する問題と家計管理に関する問題を複合的に捉えた家計管理支援のあり方を提示したこと、③特別支援学校における家計管理教育を分析したことにより、問題の未然防止に重きを置いた教育的支援と、生じた問題の早期解決や具体的な相談援助に重きを置いた福祉的支援の連携の重要性を明らかにしたこと、④これに関連して、消費者教育の実践に着目したことによって、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの両方をバランスよく展開する家計管理支援のあり方を提起したことを挙げた。

最後に今後の課題として、当事者の力とともに地域の見守る力を高めるための方策を検討すること、キャッシュレス決済の普及など新たな生活経済環境の到来を踏まえた家計管理支援の手法を検討することを示した。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

2022 年 5 月 19 日の福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において小野由美子氏の論文博士審査申請の受理が決定され、山田壮志郎、平野隆之、後藤澄江の3名が審査委員に選出された。博士学位授与第1次審査について6月2日の口頭試問後に3名で協議した結果、合格の判定に至り、6月9日の同専攻会議において第1次審査の合格を決定した。6月18日の博士学位請求予定論文公開発表会を経て、7月14日の同専攻会議において博士学位授与審査の本審査の受理を確認し、学位授与審査委員会が設置された。第1次審査同様、山田、平野、後藤の3名の審査委員が選出されるとともに、学外審査委員を岩田正美日本女子大学名誉教授とすることを決定した。

学内審査委員3名は、それぞれに提出論文を精査した上で、2022年8月3日13:30より最終試験 (口頭試問及び英語力審査)を実施し、終了後、最終試験の結果について審議した。その後、学外審 査委員からの審査報告書(2022年8月10日付)を総合してメール審議を行い、本論文は博士学位 (社会福祉学)授与にふさわしいとの結論に達した。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、第 1 次審査、最終審査における口頭試問は、Zoom を用いた審査を行ったことを付記しておく。

2. 論文の評価

第1の評価点は、要支援消費者に対する家計管理支援のあり方を多面的に検討した点である。ここでいう多面性とは、多重債務者、生活困窮者、知的障害者といった支援カテゴリーとしての多面性と、福祉的な支援や教育的支援といった支援方法としての多面性の双方を指す。また、従来の生活困窮者支援においては、対象者の経済的問題を主に収入の面のみから捉えがちであったのに対して、本研究では支出に困難を抱える人々に光を当てて支援のあり方を論じた点も高く評価された。家計管理支援のあり方を多面的に論じることは、高度消費社会における社会福祉の支援に幅を持たせる上で重要な視点であるといえる。

第2の評価点は、家計管理支援をめぐる研究や実践の動向レビューを、文献研究にとどまらず海外に出向いてヒアリング調査を行うなどして補強したことである。また、特別支援学校における家計管理教育プログラムの実践研究においては、研究会を組織して自ら実践プログラムを開発して教育現場で実施するなど、実践に役立てることを志向した研究手法も高く評価された。学外審査委員からは、特別支援学校の教員を対象に実施した質問紙調査では、教員の性別や教科種類による相違など興味深い結果が導き出されていることが評価されており、このような知見を得ることができたのは、教育実践の現場とのコミュニケーションを重ねた筆者の研究姿勢によるものと考えられる。

第3の評価点は、社会福祉行政と消費者行政の連携の在り方を示した点である。本研究の着眼点の 斬新さは、消費者問題と福祉的支援を結び付けて論じた点にあるといえる。学外審査委員によれば、 高度消費社会の深化、「措置から契約へ」の社会福祉改革を背景に、社会福祉問題と消費者問題がオ ーバーラップして出現するという課題は以前から存在していたが、消費者問題としてのアプローチ と社会福祉的アプローチをうまく噛み合わせた議論を展開する研究者が特に日本では少なく、小野 氏がこの困難な課題に挑戦した点が高く評価された。すでに国内外の先駆的な実践においては、社会 福祉行政と消費者行政の連携による支援体制が模索され始めているが、これらの実践を可視化し、連 携のあり方を実証的・理論的に論じたことが評価できる。 一方、審査委員からは、本研究にはいくつかの課題が散見されることも指摘された。論文全体の系統性が弱く総合化に欠ける点、消費者行政と社会福祉行政を繋げうる視点としてアドボカシーの視点が不足している点、先行研究のまとめ方や必要な情報の絞り込み、研究の意義や独自性の明確化など文章の記述方法に課題がある点などが指摘された。学外審査委員からも、各章の連関性が弱い点、消費者教育の視点が強く生活者の視点が先行研究の検討も含め不十分である点、ヨーロッパの実践が視野に含まれていない点が指摘された。

以上のような課題はありつつも、消費者問題と福祉的支援の融合という困難なテーマに挑戦し、要支援消費者に対する家計管理支援のあり方を、多重債務問題や消費者行政に携わってきた自らのキャリアも生かしながら、また海外でのヒアリング調査、自ら開発したプログラムを用いた実践研究、全国の特別支援学校の教員を対象とした質問紙調査など多角的な研究手法を用いながら考察した本研究の成果は、社会福祉分野において改めて注目されている家計管理支援のあり方を幅広く考える上で重要な学術的貢献を果たすものであると評価した。

3. 最終試験の結果

最終試験では、公開発表会でのコメントを受けて最終提出までに修正した事項について小野氏から説明がなされた。その後、前項で述べた課題を中心に審査委員との質疑応答を行った。

「脆弱な消費者」や「判断不十分者」といった従来の消費者政策で用いられてきた概念と本研究が用いた「要支援消費者」との関係が不明確ではないかとの質問に対しては、消費生活の実態的・構造的な側面のみならず、生じた問題を踏まえてどのような支援を行っていくのかを論じたのが本研究の特徴であり、その点を強調するために「要支援消費者」の概念を用いたとの説明がなされた。また、国内外の支援実践や研究と比べた本研究の特色は何かとの質問に対しては、多重債務者等への支援プログラムについては一定の蓄積があるが、知的障害をもつ人々に特化した家計管理支援プログラムは海外の学会や研究動向をみてもほとんどなく、特別支援学校における実践や調査を通じて知的障害者にフォーカスした家計管理支援のあり方を提起した点に本研究の特色があることが説明された。その他、審査委員からは、家計管理支援の担い手に関する議論があると良かった、支援におけるアドボカシーの要素を打ち出せると良かった、文章の体裁について不十分な点があるといった指摘もあったが、小野氏はこれらの指摘を真摯に受け止め、今後の研究活動に生かしていきたい旨応答した。

なお、最終審査では小野氏の英語力の審査を行った。提出された英文要旨の中からランダムに複数 のパラグラフを取り上げて読み上げと日本語訳を指示したところ、適切な返答がなされたことを確 認した。また、本論文中でも多くの英語文献が引用され、海外でのヒアリング調査や文献レビューも 行われていることから小野氏の英語力は十分な水準にあると評価した。

4.結論

本審査委員会は、小野由美子氏は、日本福祉大学学位規則第12条および第5条第2項により、博士学位(社会福祉学)を受けるにふさわしいものと判断し、合格と判定する。